案

あきる野市生涯学習推進計画

あきる野 学びプラン4

あきる野市

令和４年　月

目　　次

本　編

第１章　あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン４」の
策定について　・・・　５

第２章　あきる野市における生涯学習の現状　・・・　１１

第３章　計画の基本理念等　・・・　２０

第４章　具体的な施策　・・・　２３

◆数値目標の設定　・・・　５５

資料編

１　社会教育法　・・・　５９

２　生涯学習振興法　・・・　６５

３　あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱　・・・　６７

４　あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿　・・・　６８

５　あきる野市生涯学習推進本部設置要綱　・・・　６９

６　あきる野市生涯学習推進本部本部員名簿　・・・　７１

７　あきる野市生涯学習推進本部幹事会幹事名簿　・・・　７２

第１章　あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン４」の策定について

１　計画策定の背景

（１）国の動向

生涯学習について、国の「第３期教育振興基本計画」（平成３０年６月）においては、ますます人口減少・高齢化、技術革新していく社会情勢を背景に、２０３０年以降の社会を展望した上で「人生１００年時代※1を見据えた生涯学習の推進」を掲げています。その内容は、次のとおりです。

・人生１００年時代においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められる。

・生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備することが不可欠となる。

・生涯学習の推進に当たっては、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要である。

（「第３期教育振興基本計画」より抜粋）

また、中央教育審議会※2答申「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成３０年）では、人生１００年時代の到来や Society5.0 社会※3実現の提唱がなされている中で「誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要」としています。

（２）東京都の動向

東京都においては、平成３１年３月に東京都教育振興基本計画「東京都教育ビジョン（第４次）」（以下「都ビジョン」という。）が策定されました。都ビジョンでは「情報化

※1人生１００年時代…多くの方の寿命が１００年を超える時代のこと。これまでの「学ぶ→働く→引退」という大きく３つのステージで分けられていた人生のうち、「引退」の後の時間が大幅に伸びることで、より長く働き続けることや、生活を豊かにするために「生涯を通して学び続ける」ことが求められている。

※2中央教育審議会…文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興等を調査審議し提言する機関。

※3Society5.0 社会…IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、新たな価値が生まれ、様々なニーズに対応できる社会。労働や産業の自動化や AI（人工知能）の活用などを想定している。

や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく」時代を担う子どもを育成するため、学校・家庭・地域社会が協働して子どもの「知」「徳」「体」を育むこととしています。

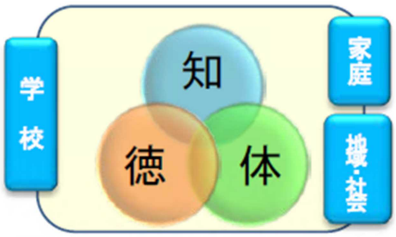

都ビジョンの目指すイメージ
（「東京都教育ビジョン（第４次）概要版」より）

都ビジョンは学齢期の子どもたちを対象としていますが、激変する社会に対応できるよう、必要となる知識・技能を習得するという点は、国の動向と一致していると言えます。

（３）市の動向

ア　「第２次あきる野市総合計画」の策定

令和３年度策定の「第２次あきる野市総合計画」（以下「総合計画」という。）は、市が策定する全ての計画の基本となる計画であり、あきる野市生涯学習推進計画（以下「本計画」という。）を含め、その他の個別計画は総合計画を基にして策定されます。

総合計画では、生涯学習の振興に関する課題として、「『人生１００年時代』を見据え、誰もが、いつでも学習することができる『生涯学習社会』の実現がますます求められています」とした上で、ICT※4の活用やリーダー的市民の育成、学習成果の地域社会への還元などに取り組むこととしています。

イ　「あきる野市教育基本計画（第３次計画）」の策定

「あきる野市教育基本計画」（以下「教育基本計画」という。）は、教育基本法に定める教育基本計画として、また、あきる野市の総合計画の教育の分野を担うものとして策定される計画です。生涯学習推進計画については、教育基本計画との整合性を図った上で策定しています。

令和３年度策定のあきる野市教育基本計画（第３次計画）では、ユネスコの掲げる「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development、ESD※5）」や「よ

※4ICT…Information and Communication Technology（情報通信技術）。インターネットを含む通信技術を用いて行う、情報や知識の共有・伝達などのコミュニケーションのこと。IT（Information Technology）よりもコミュニケーションを重視する。

※5Education for Sustainable Development、ESD…気候変動、生物多様性の喪失、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する問題を、自らの問題として主体的に捉え、将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

りよい未来を創造するために責任感を持って社会参画をしていくこと（Agency)」を取り上げ、全ての人々が主体的に社会に関わり、自身が生き抜く力とよりよい未来を創造する力を身に付けようという考えを踏まえ、「生きる力」や「未来を切り開く力」に着目しています。

ウ　あきる野市社会教育委員の会議からの提言及び意見

あきる野市社会教育委員の会議とは、社会教育法の規定により、市民の社会教育活動を振興・充実させるために、社会教育の課題等に関する協議や研究調査を行い、教育委員会に意見具申や答申を行う社会教育委員から成る組織です。

近年の社会教育委員の会議からの提言や意見のうち、生涯学習に関わるものとしては、次のようなものがありました。

自分自身のこれまでの生き方を振り返り、社会の中で育て、生きてきたその能力や一人ひとりの生き様を地域に戻すことは、市民の力となり、地域の力となっていくことでしょう。　（「第１１期（平成２８・２９年度）提言」より抜粋）

あきる野市には、色々な団体があり、色々な活動を行っている。この構成員も色々な年齢層の人であり、この地域の人たちの参画を得て、地域の人との交流活動などの取組を実施し、子ども達が地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境作りが必要

（「第１２期（平成３０・令和元年度）意見」より抜粋）

このように、社会教育委員の会議からの提言や意見では、個人の能力や経験を社会に還元することや、世代を超えた人と人、地域のつながりの重要性が挙げられています。

（４）新型コロナウイルス感染症の発生

令和２年１月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。感染拡大防止の観点から、マスクの着用や身体的距離の確保等が求められたことで、市の事業の多くは中止せざるを得ず、あきる野市における生涯学習の推進にも大きな影響を与えました。

ウィズコロナ、アフターコロナの社会でも、生涯学習推進の歩みを止めないよう、感染拡大を防止する「新しい生活様式」に則った方式での生涯学習が求められています。

２　これまでの生涯学習推進計画と計画策定に当たっての視点

（１）これまでの「あきる野市生涯学習推進計画」

市では平成１６年度に「あきる野市生涯学習推進計画（あきる野学びプラン)」を策定しました。この第１次計画は、生涯学習の場を提供することを主題としていました。

その後、少子高齢化などの急速な社会状況の変化、平成１８年の教育基本法の改正、中

央教育審議会答申（平成２０年）などにより、生涯学習の重要性は更に高まっていきました。そこで、平成２３年に策定した第２次計画では、「生涯学習の場の提供」から、市民の主体的な学びや学習成果を社会活動に生かせるよう後押しする「知の循環型社会」※6づくりを推進することに計画の主題を移しました。

第３次計画（以下「学びプランⅢ」という。）は、この第２次計画を踏襲しつつ、「あきる野市総合計画」や「あきる野市教育基本計画」、国や都の計画との整合性を図り、平成２７年度から令和２年度までを計画期間として策定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により１年間延伸し、現在に至っています。

（２）計画策定に当たっての視点

本計画については、次の３つの視点を持って策定しています。

①　人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進
②　知の循環型社会づくり
③　ICT を活用した新しい学習様式の推進

ここでは便宜上３つを独立して表記しましたが、それぞれは密接に関係しあっています。

①　人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進

「生涯学習社会」とは、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」（平成４年生涯学習審議会※7答申）社会であるとされています。

平均寿命が延び、「引退」後の時間が大幅に増えた「人生１００年時代」においては、若年期に身に付けた知識や技能だけでは、急速かつ様々に変化する環境に対応し生きていくことは難しいとされています。このような観点から、就労している世代については、大学等の教育機関で職業分野に関する専門知識を学ぶ「学び直し」の取組が広まっていますが、このような「生涯を通して学び続ける」という考えは、高齢者や児童・青少年など、年齢を問わず、現代社会を生きる全ての人に必要なことであると言えます。

※6知の循環型社会…個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会のこと。持続可能な社会の基盤となり、その構築に貢献するものと考えられている。

※7生涯学習審議会…生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に基づき平成２年に発足した文部大臣の諮問機関。平成１３年に中央教育審議会生涯学習分科会として再編。

「人生１００年時代」には、世代の枠を超えて、まさに生涯のいつでも学び・学び続けることができる環境づくりが求められています。

② 知の循環型社会づくり

全国的に人口減少が進み、地域の活力の低下や行政の力の限界が指摘される中、「協働」から一歩進んで、行政や市民等が協力して持続可能なまちづくりを推進する「共創」の考えが注目されています。「知の循環型社会づくり」も、市民が主体的に学び、地域社会にそれを還元するという、より良い社会を創るための活動を推進するものです。

「知の循環型社会づくり」のためには、学習成果が「適切に評価される」ことが重要です。学習の成果が社会に還元され、適切に評価されると、学習者の学ぶ意欲が支えられるだけでなく、社会全体の教育力の向上にもつながり、ひいては新たな課題の発見・自主的な学習へと、知が循環していきます。そして、その循環をスタートさせるには、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことができる環境が必要です。

③ ICT を活用した新しい学習様式の推進

「ICT を活用した新しい学習様式」は、この「いつでも、どこでも、だれもが学べる環境」づくりに大きく寄与するものです。新型コロナウイルス感染症の拡大により、身体的距離の確保などの新しい生活様式が求められたことで、リモートワークやオンライン学習などが社会に普及しつつあります。生涯学習の分野においても、ICT を活用すれば、高齢や障がい、子育て・介護などの様々な環境課題により参画が難しかった方でも、学習の時間や場所を自己の都合に合わせることが可能になるため、「いつでも、どこでも、だれもが」学ぶことが実現します。そして、このような、誰もが一生涯を通して学び続けることができる環境づくりは、「人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進」につながることになります。

また、「いつでも、どこでも、だれもが学ぶことができる環境」については、持続可能な開発目標（SDGs）※8にもつながります。SDGs では教育分野での目標として「質の高い教育をみんなに」を掲げ、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことを目指しています。このためにも「いつでも、どこでも、だれもが学ぶことができる環境」を整備することは非常に重要です。

本計画については、これまでの計画をベースに、新しい総合計画及び教育基本計画と整合性を図り、国・都の動向で述べたような社会的な潮流の変化を踏まえた上で、これら３つの視点を持ちながら、本市における生涯学習推進を目的に策定しています。

※8持続可能な開発目標（SDGs）…２０１５年の国連サミットで採択された持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、２０３０年を年限とする１７の国際目標。「質の高い教育をみんなに」（教育）のほか、「貧困をなくそう」（貧困）、「安全な水とトイレを世界中に」（水・衛生）などがある。

３　数値目標の設定等

計画の推進に当たって設定する数値目標については５５ページのとおりです。数値目標の達成状況は、計画策定後に行う市民アンケートに生涯学習に係る設問を設けることで把握していきます。

また、第４章に記載する具体的な施策については、毎年度所管課に進捗状況を確認し、あきる野市生涯学習推進市民会議に報告します。

４　計画の期間

本計画の期間については、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

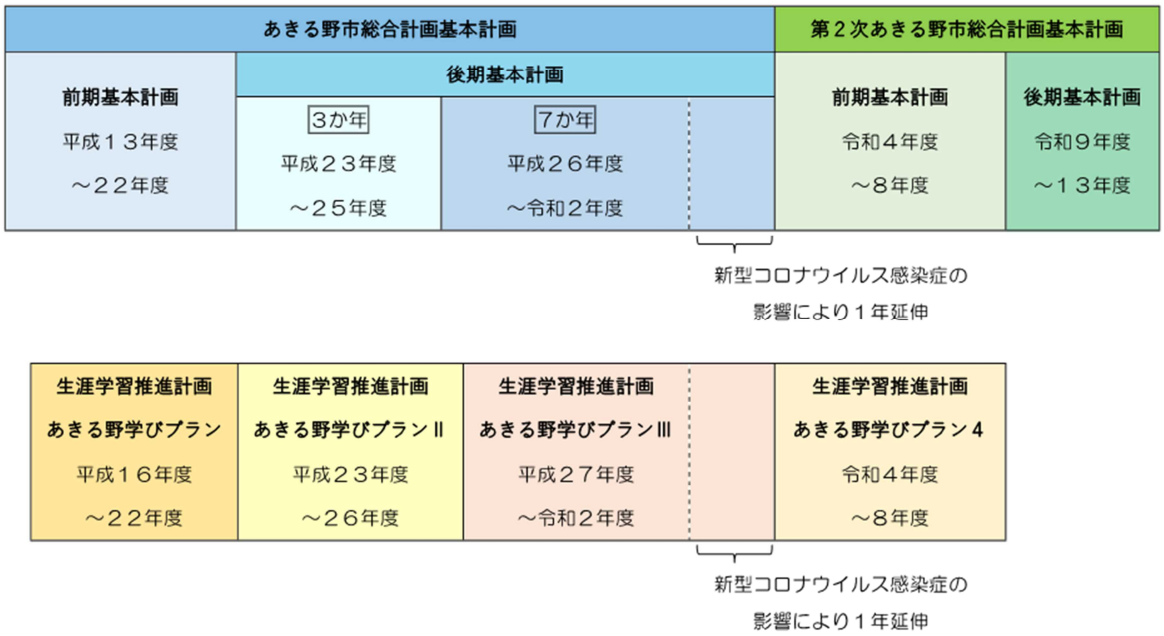

５　学びプランの名称の変更

これまでの学びプランについては、ローマ数字を用いてⅡ、Ⅲと表記していましたが、本計画からは算用数字を用いて「学びプラン４」と表記しています。

第２章　あきる野市における生涯学習の現状

１　市民アンケート結果

あきる野市では、おおむね隔年で市民アンケートを実施しています。平成２５年度から令和２年度までに実施した市民アンケートの結果から、生涯学習に関する項目を抽出し、そこからあきる野市における生涯学習の現状を考察します。

【平成２５年度市民アンケート】
①調査対象　無作為に抽出した市内在住の満１８歳以上の市民２，５００人
②調査期間　平成２５年５月７日から５月２１日まで
③回収結果　有効回収数１，０４２通　有効回収率４１．７％

【平成２８年度市民アンケート】
①調査対象　無作為に抽出した市内在住の満１８歳以上の市民２，５００人
②調査期間　平成２８年９月９日から９月２６日まで
③回収結果　有効回収数９２５通　有効回収率３７．０％

【平成３０年度市民アンケート】
①調査対象　無作為に抽出した市内在住の満１８歳以上の市民２，５００人
②調査期間　平成３０年８月２３日から９月１４日まで
③回収結果　有効回収数８３２通　有効回収率３３．３％

【令和２年度市民アンケート】
①調査対象　無作為に抽出した市内在住の満１８歳以上の市民２，５００人
②調査期間　令和２年１１月２１日から１２月１８日まで
③回収結果　有効回収数１，００９通　有効回収率４０．４％

※集計は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、集計表・グラフの内訳の合計が１００％とならないことがあります。

（１）「生涯学習の推進」に対する満足度（%）

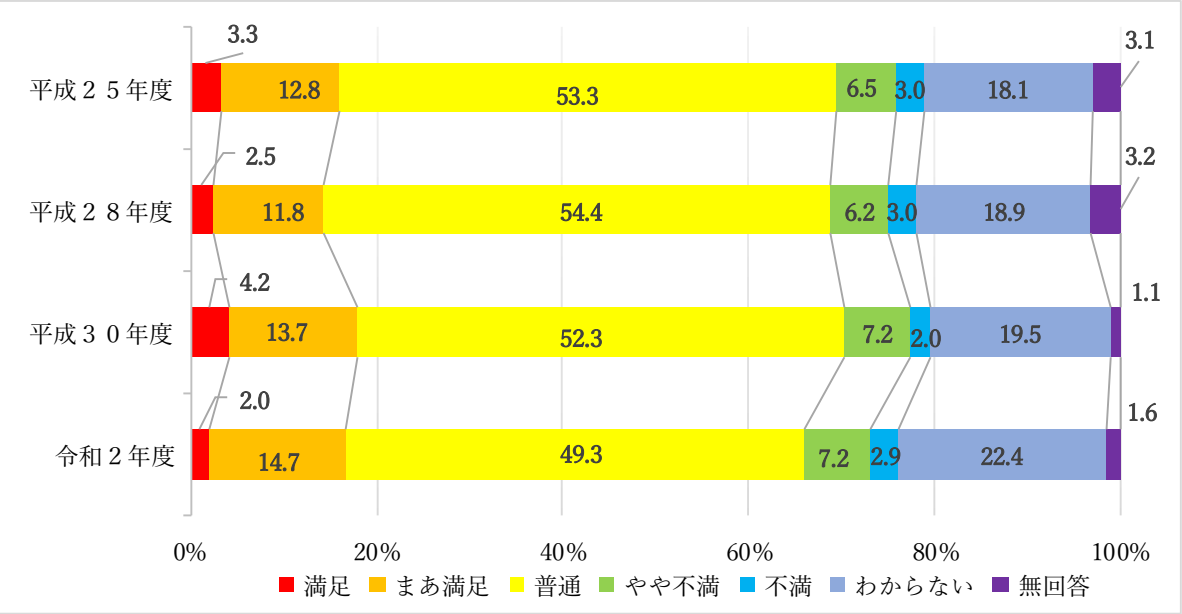

市が行う「生涯学習の推進」に関する施策について、満足度を尋ねた設問です。「満足」又は「まあ満足」と回答した方の推移は、平成２５年度に１６．１%、平成２８年度に１４．３%、平成３０年度に１７．９%、令和２年度は１６．７%となっています。一方「不満」又は「やや不満」と回答した方は、平成２５年度に９．５%、平成２８年度に９．２%、平成３０年度に９．２%、令和２年度に１０．１%となっています。

「満足」又は「まあ満足」と回答した方の割合や「不満」又は「やや不満」と回答した方の割合は調査年度によって多少の増減がありますが、おおむね同率です。しかし、「満足」及び「まあ満足」を比較すると、「満足」と回答した方の割合が減少傾向にあります。

また「わからない」は年々増加しています。このことから、そもそも生涯学習に興味が薄い・経験がない方が増えているものと思われます。すでに生涯学習に参画されている方の満足度を上げるとともに、裾野を広げる取組が必要です。

（２）「生涯学習の推進」に対する満足度（年代別、令和２年度）（%）

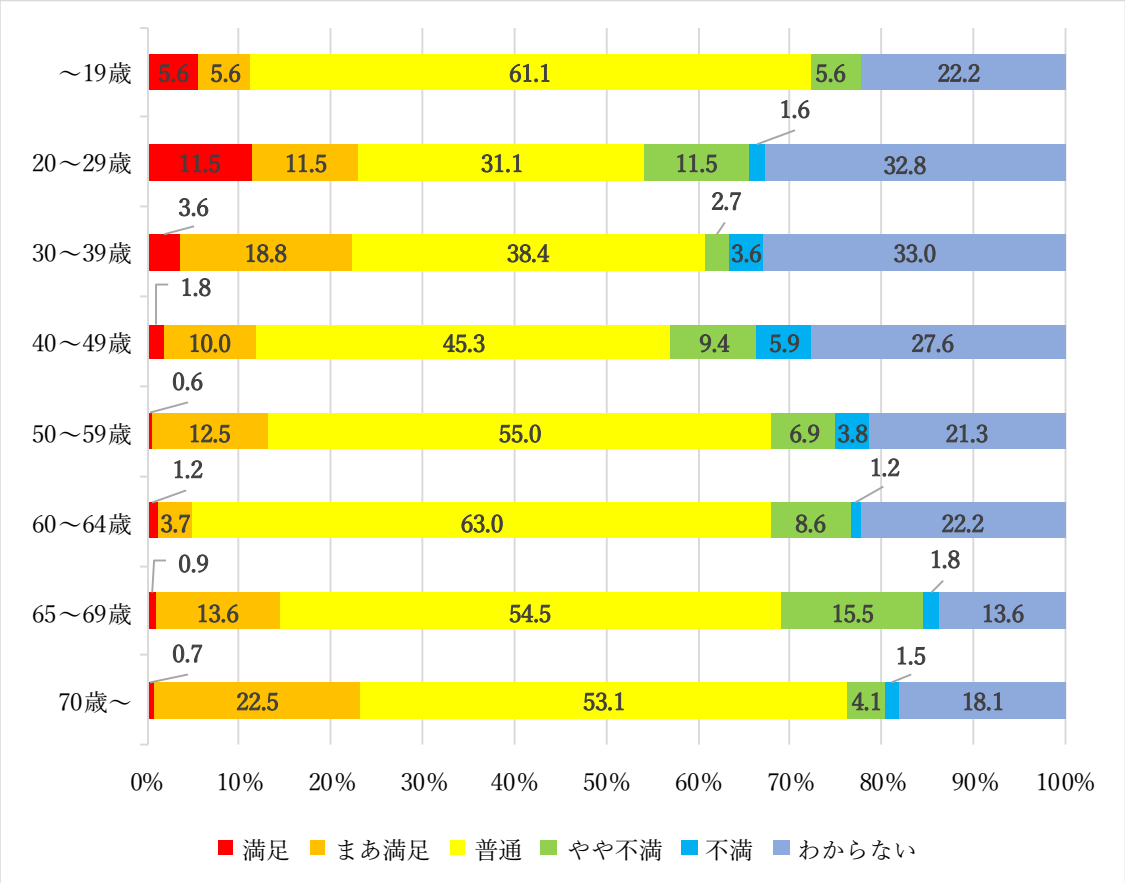

（１）「生涯学習の推進」に対する満足度のうち、令和２年度の調査結果について年代別に回答結果を整理したものが上のグラフです。

年代によって結果が大きく異なっていることから、各年代に均等に生涯学習関連のサービスを提供できていないことが示唆されます。

「満足」又は「まあ満足」を合計した結果でも、７０代以降の２３．２%、２０代の２３%と比較して、６０代前半は４．９%と大きな隔たりがあります。また、「わからない」が６０代後半が１３．６%なのに対し、３０代は３３．０%とおおよそ３人に１人が「わからない」と回答しています。２０代についても３２．８%と高いことから、（１）の結果と合わせ、特に現役世代が生涯学習に参画し、そして満足いただけるような取組が必要と言えます。

（３）「生涯学習の推進」に対する重要度（%）

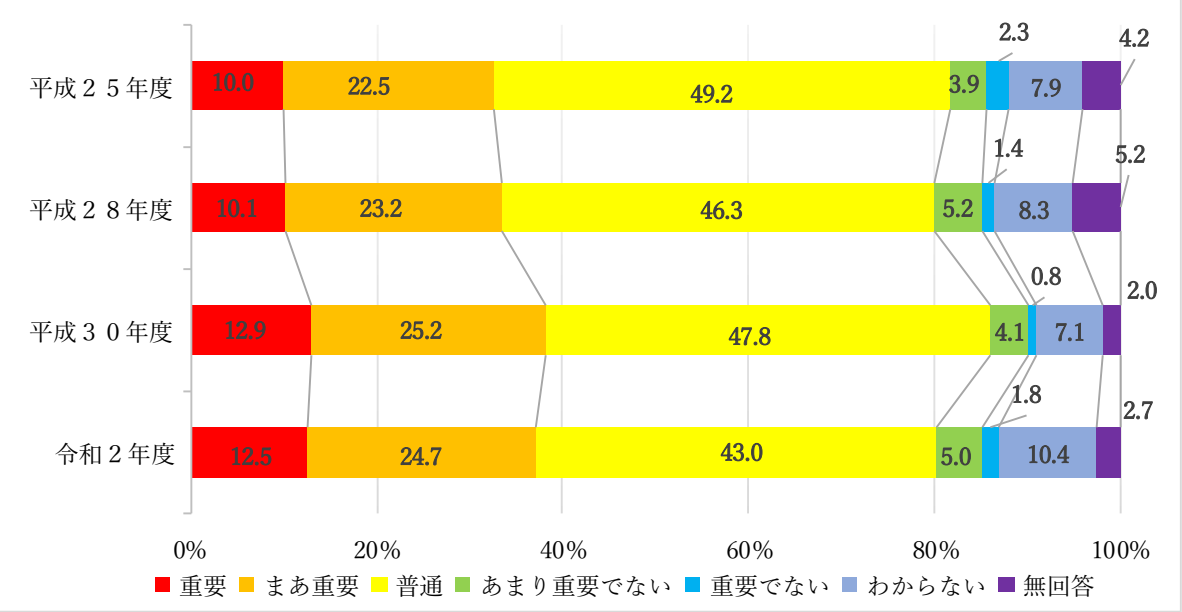

「生涯学習の推進」が、市の行う施策として重要と考えるかどうかを尋ねた設問です。「重要」又は「まあ重要」と回答した方は、平成２５年度に３２．５%、平成２８年度に３３．３%、平成３０年度に３８．１%と年々増加していたところが、令和２年度には３７．２%と微減しています。一方で「あまり重要でない」又は「重要でない」の割合は、平成２５年度に６．２%、平成２８年度に６．６%、平成３０年度に４．９%、令和２年度に６．８%と、平成３０年度に一度減少した以外は横ばいと言えます。

「わからない」については平成２５年度に７．９%、平成２８年度に８．３%、平成３０年度に７．１%、令和２年度に１０．４%と、（１）「生涯学習の推進」に対する満足度と比較すると増加幅は小さいものの、やはり「わからない」と回答する方が増えているため、生涯学習を行う意義に関する啓発が必要と言えます。

（４）「生涯学習の推進」に対する重要度（年代別、令和２年度）（%）

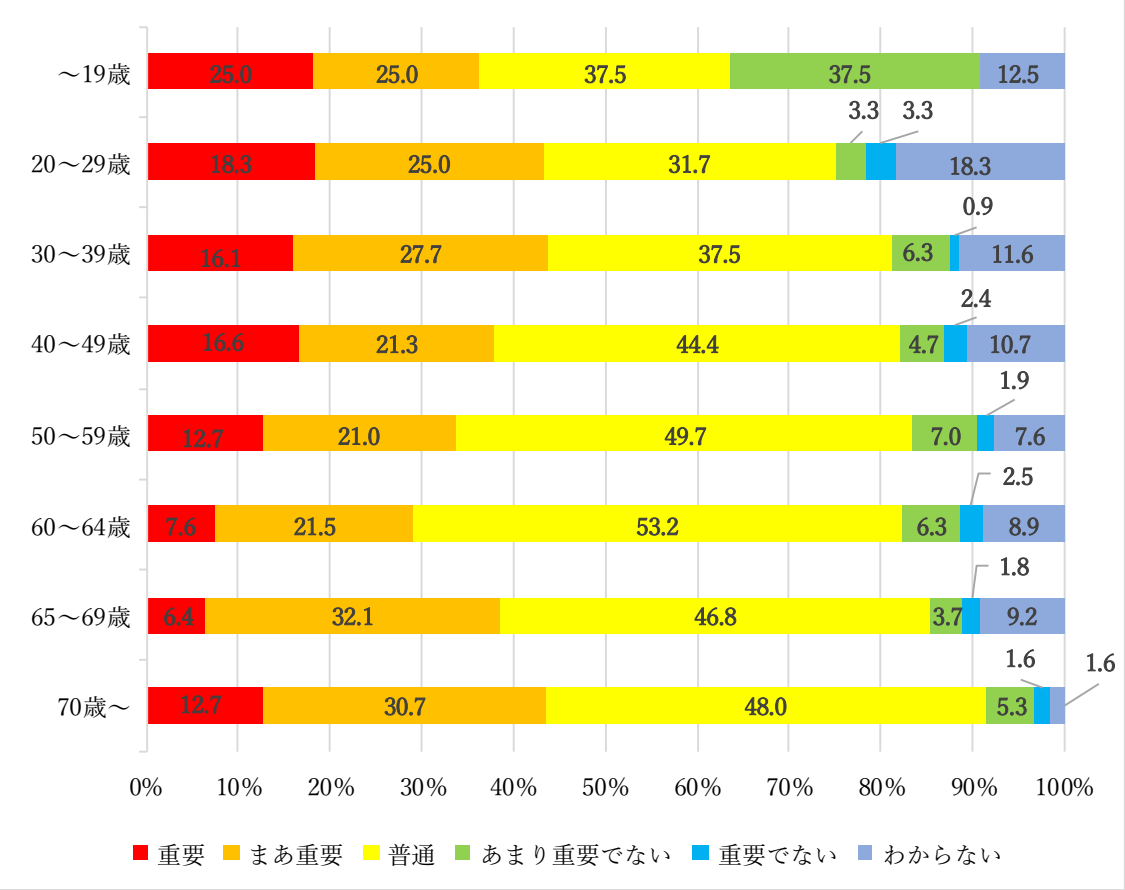

（３）「生涯学習の推進」に対する重要度のうち、令和２年度の調査結果について年代別に回答結果を整理したものが上のグラフです。

「重要」又は「まあ重要」について、３０代が合計で４３．８%なのに対し、６０代前半は２９．１%と年代によってばらつきが出ています[※9]。一方「重要でない」又は「あまり重要でない」が最大で８．９%（５０代)、最小で５．５%（６０代後半）と年代による差はあまり生じていません。

それに比べ「わからない」については２０代が１８．３%なのに対し、７０代以降は１．６%と非常に低い値を示しています。

年代によってこのような差が生じていることから、啓発に当たって、どのような層に、どのようにアプローチしていけば良いかしっかりと検討していくことが重要です。

[※9] １０代については回答した方が１６人とわずかなため、今回の考察対象には入れない。

２　生涯学習関連施設の利用状況

（１）生涯学習関連施設等の利用状況（全体）

あきる野市には様々な施設がありますが、中でも教育部が所管する施設について、平成２７年度から令和元年度までの５年間の利用者数を比較したものが次の表です。

一部の施設については天候によって利用状況が大きく左右されること、また、令和元年度については新型コロナウイルス感染症の影響で施設の休館や新規予約ができない状況になったことを考慮しても、多くの施設で施設利用者数が減少しています。生涯学習の振興のためにも、効率的・効果的な施設運営のためにも、より多くの方に施設を利用いただけるよう、今後も働きかけていく必要があります。

ただし、数字の大小は必ずしも利用者の満足度と比例するとは限りません。利用者に満足いただけるよう、ニーズを把握し、サービス向上に努めることが重要です。

生涯学習関連施設等の利用状況（全体）

（単位：人）

名称	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
あきる野ルピア（３・４階）	64,472	65,636	60,004	59,443	56,795
秋川キララホール	75,007	68,551	72,164	67,391	59,176
アートスタジオ五日市	約 90	約 90	122	199	112
中央公民館	101,028	99,765	98,836	99,252	83,673
五日市郷土館（旧市倉家住宅を含む）	8,152	12,011	11,722	10,947	9,439
二宮考古館	1,870	2,407	2,502	2,691	2,011
五日市ファインプラザ	181,158	186,911	192,731	193,524	175,730
いきいきセンター	21,151	21,202	20,932	18,928	14,118
秋川体育館	164,187	167,983	181,603	181,689	154,988
市民プール	69,520	72,198	68,156	74,880	68,009
油平クラブハウス	11,269	10,178	11,161	11,476	11,128
総合グラウンド	41,820	44,224	37,203	44,096	38,314
市民運動広場	14,409	14,872	12,686	12,826	18,125
山田グラウンド	28,666	32,436	31,912	28,391	27,156
あきる野市民球場	14,560	11,596	13,864	13,392	10,267
小和田グラウンド	16,852	13,469	15,818	17,546	15,883
秋川駅南口運動広場	10,949	8,995	8,718	9,643	8,377
秋川グリーンスポーツ公園	19,327	21,800	19,782	22,111	18,302
各小・中学校の校庭及び体育館	238,406	238,925	258,374	255,468	232,756
中央図書館	322,618	314,194	313,871	303,165	280,871
東部図書館エル	146,624	141,425	138,335	136,684	124,046
五日市図書館	50,332	53,380	51,211	48,212	42,730
中央図書館増戸分室	42,089	40,650	38,722	35,747	37,297

（出典：各年事務報告書）

※１　ここでは、生涯学習推進課、スポーツ推進課、図書館の所管する施設を掲載しています。

※２　令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの施設で休館等の措置をとったため、表に掲載していません。また、令和元年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと考えられます。

※３　アートスタジオ五日市については、版画展の来場者数を掲載しています。

（２）主な文化施設の利用状況

（単位：人）

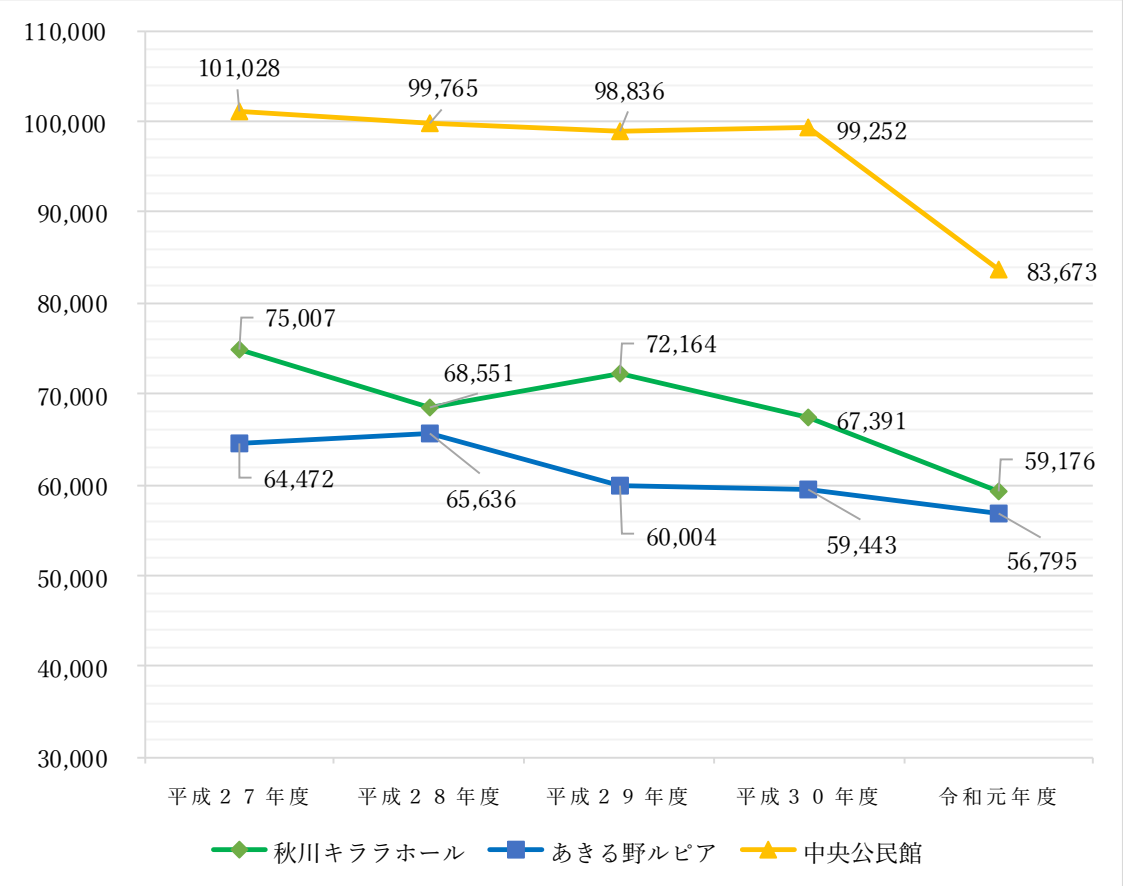

特に利用者数の多い文化施設（秋川キララホール、あきる野ルピア及び中央公民館）について、利用者数の推移をグラフにするとこのような結果となります。

令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各施設共それぞれ約１か月休館したため、利用者は大幅に減少しています。しかしながら、それを考慮してもなお年々利用者数が減少傾向にあることがわかります。この背景には、生涯学習に参画する市民の高齢化や施設の老朽化等様々な要因があると推察されますが、いずれの施設も生涯学習の振興の中心となる場所であるため、より一層利用促進を図ることが重要です。

同時に、ICT の活用が進めば、場所を選ばずに生涯学習活動を行うことができるようになります。利用者数の推移については、ICT を活用した学習の普及度合いと合わせて、注意深く見守っていく必要があります。

（３）主なスポーツ施設の利用状況

（単位：人）

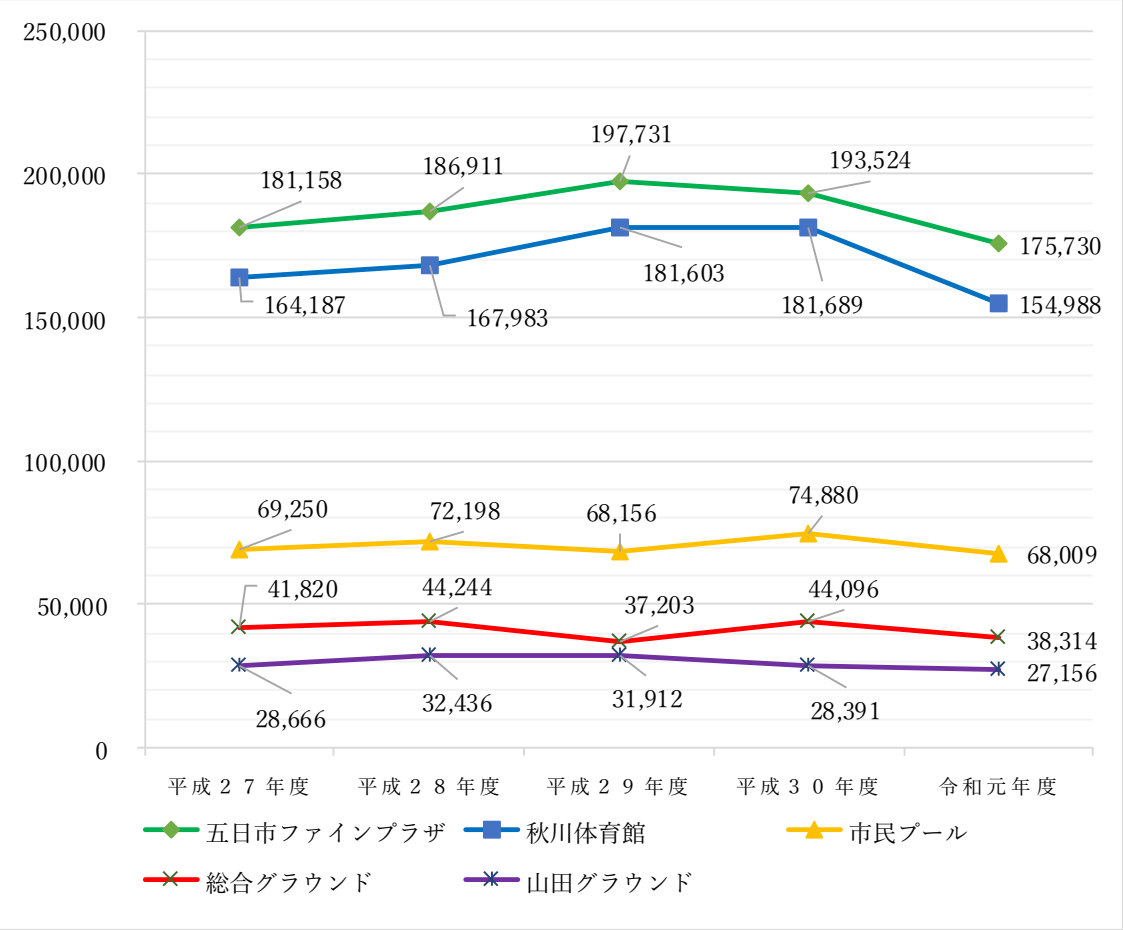

特に利用者数の多いスポーツ施設（五日市ファインプラザ、秋川体育館、市民プール、総合グラウンド及び山田グラウンド）について、利用者数の推移をグラフにするとこのような結果となります。

平成２９年度に一部の施設が増加し、一部の施設が減少しているのは、増加している２施設（五日市ファインプラザ及び秋川体育館）が屋内施設で、減少している２施設（市民プール及び総合グラウンド。ただし、市民プールについては屋内プールもある）が屋外施設であることから、天候の影響の可能性があります。

それらを除けば、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少していることを考慮すると、おおむね利用者は増加傾向にあります。スポーツ庁の調査（平成３０年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）でも運動・スポーツを行う成人の割合は増加しており、この背景としては、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催があるとされています。これが一過性のものにならないよう、今後もスポーツ振興に努めていく必要があります。

第３章　計画の基本理念等

１　基本理念

あなたが主役　創ろう！ともに学び、支えあい、
心豊かなまちを育む市民の生涯学習

学びプランⅢにおける基本理念を引き継ぎ、本計画における基本理念を「あなたが主役　創ろう！　ともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習」とします。

この基本理念は、市民一人ひとりが学習活動を通して得た成果を活用し、自己実現を図りながら地域社会の発展に寄与することが、心豊かでいきいきとしたまちを創ることにつながるという考え方を示すものです。

この中には、「知の循環型社会」だけでなく、「あなたが主役」という点で、誰もが生涯学習に参画する（できる）社会をつくるという考えも含まれています。市民一人ひとりが、生涯を通じていつでも学ぶことができる社会を目指す「人生１００年時代」の考えや、ICT を活用することで、社会教育施設へのアクセスや学習時間に制約がある市民にも学習機会を提供していくという、第１章の２（２）で掲げた計画策定に当たっての視点にも合致します。

この基本理念と、基本理念を基にして掲げる基本目標の達成に向け、様々な施策を展開していくことで、人生１００年時代を見据え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会及び知の循環型社会の実現に向けて取り組んでいきます。

２　基本目標

本計画における基本目標については、学びプランⅢの基本目標を引き継ぎ、次のとおりとします。

（１）いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくり　学ぶ
（２）さまざまな地域資源や学んだことを生かした学習の振興　生かす
（３）自主的に学び、主体的に活動できる市民の育成　創る
（４）学習をつなぎ、支えあう、豊かな心に基づく地域力の育成　育む

３　基本方針

基本目標を達成するために施策を実施していくに当たり、基本とする方針は、次のとおりとなります。基本方針については、基本目標と同じく、学びプランⅢを引き継ぎます。

（１）学びをつむぐ…学習の充実・生涯学習の振興
（２）学びをひろげる…生涯学習推進体制の整備
（３）学びを伝える…生涯学習情報の提供

（４）学びの環境をつくる…生涯学習関連施設の整備と充実
（５）学びをつなぐ…人材育成の充実
（６）学びを創る…社会参加活動の充実

４　重点施策

２の基本目標を達成するため、様々な施策の中でも特に重要な施策を「重点施策」とし、目標の達成に向けて積極的に取り組んでいきます。重点施策については施策名の横に<重点>と表記しています。

４　計画の体系図

「人生100年時代」に
適合した
誰もが生涯学習活動に
参加できる社会

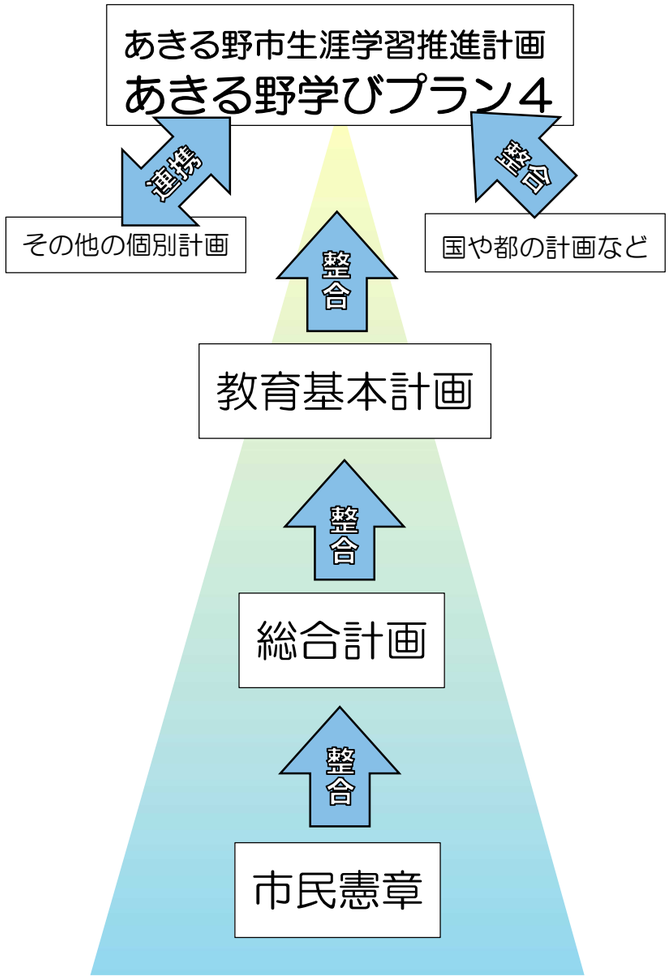

基本理念	基本目標	基本方針	施　策
あなたが主役 創ろう！ともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習	学ぶ いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくり	Ⅰ　学びをつむぐ 学習の充実・生涯学習の振興	１　子どもの豊かな成長を支援する学習の充実 ２　社会の変化に対応した学習の充実 ３　生涯スポーツと健康に関する学習の推進 ４　あきる野市の自然・文化・地域性を生かした学習の充実 ５　図書館資料の円滑な提供 ６　誰もが生涯学習に参加できる場づくり ７　生涯学習理解・啓発事業の充実
	生かす さまざまな地域資源や学んだことを生かした学習の振興	Ⅱ　学びをひろげる 生涯学習推進体制の整備	１　生涯学習を推進する体制の整備
	創る 自主的に学び、主体的に活動できる市民の育成	Ⅲ　学びを伝える 生涯学習情報の提供	１　生涯学習に関する情報提供の充実
		Ⅳ　学びの環境をつくる 生涯学習関連施設の整備と充実	１　市民の利用しやすい施設運営
	育む 学習をつなぎ、支えあう、豊かな心に基づく地域力の育成	Ⅴ　学びをつなぐ 人材育成の充実	１　指導者の育成及び支援事業の充実 ２　市職員研修の充実
		Ⅵ　学びを創る 社会参加活動の充実	１　市民が社会参加活動を行う機会の充実 ２　市民学習グループの支援、交流、成果発表の場の充実

第４章　具体的な施策

Ⅰ　学びをつむぐ　～学習の充実・生涯学習の振興～

１　子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

近年、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。子どもたちが新たな課題に立ち向かう意欲や問題解決能力を身に付けるためには、学校で組織的・計画的に学習するだけでなく、地域社会の中で様々な年齢・立場の方と交流し、いろいろな生活体験や社会体験を積み重ねることが重要です。

しかしながら、現代はそのような活動機会の減少や、地域社会との関係の希薄化が指摘されており、地域の教育力を生かすための仕組みづくりが必要になっています。

子ども本人やその保護者が、家庭や学校・行政はもちろん、地域の様々な支援者からサポートを受けつつ、豊かな成長に結びつく学習ができる環境づくりを目指します。

（１）家庭教育・地域教育の充実

1	家庭教育支援の充実＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	保護者が家庭における子どもの基本的生活習慣の形成と家庭学習の意義と役割を学習する場を設けるほか、意識啓発事業を実施します。
内容	○「家庭の日」※10推進事業等の実施 ○家庭教育に関するリーフレット等の配布 ○家庭教育学級等の実施

2	あいさつ運動の推進＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	地域における子どもの健全育成を推進するため、人と人、子どもと地域、子どもと大人がつながりを持つ第一歩としての「あいさつ」について、あいさつ標語カルタ大会を実施し、子どもたちのあいさつする心を育みます。また、あいさつ運動を推進することで、市民全体に向けて「あいさつ」を啓発します。
内容	○あいさつ標語カルタ大会の実施 ○あいさつ運動の推進

※10家庭の日…家族のふれあいを大切にし、楽しい家庭づくりと子どもたちの健全な育成を願って市が定めた日。毎月第２日曜日を「家庭の日」としている。

3	子どもの読書活動の推進＜重点＞
担当課	図書館
目的	子どもが身近な施設で本に親しみ、成長する上で望ましい読書環境を得られるよう、平成３０年に策定した「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図ります。また、未読書率の高い中高生を対象とした取組を進めます。
内容	○第三次あきる野市子ども読書活動推進計画に基づく事業の実施

4	教育フォーラムの開催
担当課	指導室・生涯学習推進課
目的	学校における体験活動の推進、家庭教育の在り方等の課題について、様々な立場の市民が集い、話し合う場として開催します。
内容	○市立小中学校ＰＴＡ連合会と連携した教育フォーラムの開催

（２）子育てに関する学習機会の充実

再掲	家庭教育支援の充実＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	保護者が家庭における子どもの基本的生活習慣の形成と家庭学習の意義と役割を学習する場を設けるほか、意識啓発事業を実施します。
内容	○「家庭の日」推進事業等の実施 ○家庭教育に関するリーフレット等の配布 ○家庭教育学級等の実施

5	子育て中の市民が参加しやすい環境づくり
担当課	生涯学習推進課
目的	子育て中の市民が講座等に参加できるよう、託児付き講座等を充実させるほか、公民館内保育室について検討します。
内容	○託児付き講座の実施 ○保育者確保のための登録制度の充実 ○公民館保育室の利用相談・利用調整の実施

（３）学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動の推進

再掲	子どもの読書活動の推進＜重点＞
担当課	図書館
目的	子どもが身近な施設で本に親しみ、成長する上で望ましい読書環境を得られるよう、平成３０年に策定した「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図ります。また、未読書率の高い中高生を対象とした取組を進めます。
内容	○第三次あきる野市子ども読書活動推進計画に基づく事業の実施

再掲	教育フォーラムの開催
担当課	指導室・生涯学習推進課
目的	学校における体験活動の推進、家庭教育の在り方等の課題について、様々な立場の市民が集い、話し合う場として開催します。
内容	○市立小中学校ＰＴＡ連合会と連携した教育フォーラムの開催

6	図書館による学校支援事業の充実
担当課	図書館
目的	教科学習や学級での読書に必要な資料の団体貸出とともに、学校図書館関係者連絡会の開催を通して、図書館と学校図書館及び各学校図書館間の協力・連携の強化を図るなど、学校支援の充実を図ります。
内容	○団体貸出の実施 ○学校図書館連絡会の開催

7	総合的な学習の時間への資料・情報提供
担当課	生涯学習推進課
目的	探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことで、課題を解決し、生き方を考えていくための資質・能力を育成する「総合的な学習の時間」に対して、地域の人材や歴史、文化、生活などの資料や地域資源を積極的に提供します。
内容	○市民解説員※11の派遣 ○サークル等の人材情報の提供 ○生涯学習人材バンク※12を活用した人材の紹介

8	地域と連携した学校づくりの推進＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	地域の人材の活用等を通して、地域の特色を生かした安全で活気ある学校づくりを推進します。
内容	○学校支援地域本部※13事業の実施

9	地域団体との連携による地域体験学習の促進
担当課	指導室・生涯学習推進課
目的	青少年を受け入れ、体験を促す団体に対して支援することで、子どもたちの地域での様々な体験学習を推進します。また、地域の協力により小・中学校で行われる郷土芸能の学習に関する取組を支援します。
内容	○民俗芸能、祭礼等地域の伝統行事等に対する支援 ○総合的な学習等における郷土芸能学習に対する支援

※11市民解説員…あきる野の自然、歴史・文化の再発見に努め、地域で活動する学習ボランティア。

※12生涯学習人材バンク…専門的知識や技能、学習経験などを持っている個人・団体に登録してもらい、学校や市内で活動する団体に対して、指導者や協力者として紹介するもの。

※13学校支援地域本部…学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的に、地域住民がボランティアとして学習支援活動や部活動の指導などを行うもの。

１０	青少年健全育成事業の推進＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	青少年の健全育成を推進するため、「家庭の日」推進事業、「全国青少年健全育成」にちなむ啓発活動、青少年善行表彰式、青少年健全育成あきる野市大会や青少年委員との共催による青少年健全育成事業を実施します。
内容	○青少年健全育成啓発活動事業等の実施 ○青少年健全育成団体の活動の支援

１１	新・放課後子ども総合プランの推進＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室※14を実施します。
内容	○放課後子ども教室の実施 ○放課後子どもプラン運営委員会の開催

１２	職場体験学習の実施
担当課	指導室
目的	生徒に望ましい社会性や勤労観、職業観を育むとともに、地域理解を深め、郷土愛を育むため、地域の理解と協力の下、職場体験学習を実施します。
内容	○職場体験学習の実施

１３	青少年の各種交流事業の充実＜重点＞
担当課	指導室・生涯学習推進課
目的	友好姉妹都市宮城県栗原市、友好都市東京都大島町、国際姉妹都市マールボロウ市等との青少年の相互交流機会の充実を図り、互いの歴史・文化等の理解と友好を深め、次代を担う人材の育成につながる交流事業を充実させます。
内容	○交流事業の実施

※14放課後子ども教室…子どもたちが安全で安心できる放課後の活動場所を提供するため、学校の施設等を利用し、地域住民の協力を得ながら実施する事業。

（４）子どもの奉仕活動・体験活動の推進

１４	子どもの奉仕活動の推進
担当課	社会教育施設所管課（スポーツ推進課、図書館、生涯学習推進課）
目的	中学生の職場体験や社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした「夏体験ボランティア」等奉仕活動の実施の受け入れを積極的に進め、子どもの奉仕活動を推進します。
内容	○社会教育施設等でのボランティアの受入れ促進

１５	学校における奉仕活動の体験を生かした学習の充実
担当課	指導室
目的	豊かな人間性を育むため、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉施設、地域等の協力により、地域の特性を生かした奉仕活動の充実を図ります。
内容	○地域の資源を活用した総合的な学習の時間の充実

１６	各種体験活動の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	自然や文化を学び、生きる力や豊かな人間性を育むため、学校支援地域本部事業等と連携し、青少年の奉仕活動・体験活動を支援するために人材登録・紹介、調整等を行う体験活動等支援センターを充実させるほか、体験事業を実施します。
内容	○人材バンクの充実 ○体験活動等支援センターの充実 ○羽村市との合同による「大島子ども体験塾」の実施

（５）子どもたちのスポーツ活動の推進

１７	子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実
担当課	スポーツ推進課
目的	次世代を担う子どもたちに、健康で心豊かな生活を送ることの大切さと、体を動かす楽しみを知ってもらう生涯スポーツの基礎づくりの場を提供します。また、青少年にスポーツの喜びとスポーツを通じた体と心を育てる場として、スポーツ少年団の育成を支援します。
内容	○各種大会・教室等の実施 ○スポーツ少年団の育成の支援

２　社会の変化に対応した学習の充実

少子高齢化や高度情報化など、社会の変化に伴い様々な課題が生まれています。若年期に学んだ知識・技術だけでは生き抜くことが難しいと言われる「人生１００年時代」の現代では、時勢に応じた学習を充実させることが肝要です。

市民が求める学習内容・方法に応じることができるよう、民間学習事業者等との連携など工夫を凝らし、社会の変化に対応した学習を充実させます。

（１）情報化に対応した学習の推進

１８	ICT 講習会の実施＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	スマートフォンやパソコン、タブレット端末の使い方講習会を実施し、より多くの市民が ICT を活用した生涯学習に参画できる環境づくりを行います。
内容	○ICT に関する講習会の実施

１９	大学や民間学習事業者等との連携事業の充実＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	高校・大学や NHK 学園等の民間学習事業者と連携した講座の開催の推進を図ります。
内容	○学習事業者と連携した講座の実施 ○大学等と連携した生涯学習活動・講座等の後援、情報提供等の実施

（２）多文化共生社会を目指した学習の支援

２０	国際理解のための学習機会の充実
担当課	企画政策課・生涯学習推進課
目的	市民が多文化共生について理解し、相互交流ができるよう学習機会の充実を図ります。
内容	○国際理解講座の実施 ○市民サークルとの協働による事業の実施 ○国際貢献活動等に関する情報提供の実施

２１	外国人に向けた学習機会の充実
担当課	企画政策課・生涯学習推進課
目的	外国籍の市民が日本語等を学ぶための学習機会を得られるよう支援します。
内容	○学習に関する問合せ、相談に対する支援

（３）在宅学習の推進

再掲	ICT 講習会の実施＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	スマートフォンやパソコン、タブレット端末の使い方講習会を実施し、より多くの市民が ICT を活用した生涯学習に参画できる環境づくりを行います。
内容	○ICT に関する講習会の実施

２２	オンライン学習の推進＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	学習者の利便性を高め、より多くの市民が生涯学習に参加できるよう、オンライン学習を推進します。
内容	○オンラインでの講座の実施の検討

２３	在宅学習に必要な学習情報の提供＜重点＞
担当課	図書館・生涯学習推進課
目的	市ホームページやデジタルアーカイブ※15などの ICT を活用し、在宅学習に必要な学習情報を提供します。
内容	○市ホームページ及びデジタルアーカイブを活用した学習情報の提供 ○講座等の動画サイトへの掲載

２４	在宅学習者のネットワークづくりの推進
担当課	生涯学習推進課
目的	在宅で学習する市民が、同じ興味関心を持つ相手とつながり、親交を持ったりお互いを高め合うことができるよう、ネットワークづくりを推進します。
内容	○生涯学習人材バンク等学習成果の活用の場や市民団体についての情報の提供

（４）市民の求める学習内容・方法の把握

２５	アンケート・聞き取り等によるニーズの把握・活用＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	アンケートや聞き取り等により、市民のニーズを把握し、事業実施に役立てます。
内容	○アンケート等の実施

※15デジタルアーカイブ…施設が保有する資料をデジタル方式に変換した上でデータベースとして保存・蓄積し、公開すること。

３　生涯スポーツと健康に関する学習の推進

スポーツは、体力の向上や生活習慣病の予防に役立つだけでなく、ストレスの発散や精神的な充足感をもたらすなど、心身両面の健康保持につながります。高齢化が進む現在、市民がいつまでも健康でいられるよう、いつでも、どこでも、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツの機会提供や健康に関する学習を推進していきます。

（１）生涯スポーツの推進

２６	生涯スポーツの推進＜重点＞
担当課	スポーツ推進課
目的	各種スポーツ大会や講習会・教室等を開催するほか、総合型地域スポーツクラブへの支援を通して、次世代を担う子どもたちから高齢者まで、ライフステージに応じた活動機会の充実と生涯スポーツの推進を図ります。
内容	○各種大会、講習会等の開催 ○総合型地域スポーツクラブの支援の実施

２７	市民が主体となったスポーツ振興への支援＜重点＞
担当課	スポーツ推進課
目的	市民が主体となって行うスポーツに親しみスポーツを楽しむ環境づくりを推進するため、関係団体の支援を図ります。
内容	○スポーツ団体への支援

再掲	子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実
担当課	スポーツ推進課
目的	次世代を担う子どもたちに、健康で心豊かな生活を送ることの大切さと、体を動かす楽しみを知ってもらう生涯スポーツの基礎づくりの場を提供します。また、青少年にスポーツの喜びとスポーツを通じた体と心を育てる場として、スポーツ少年団の育成を支援します。
内容	○各種大会・教室等の実施 ○スポーツ少年団の育成の支援

２８	高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの推進
担当課	スポーツ推進課
目的	総合型地域スポーツクラブへの支援等を通じ、高齢者に運動の機会を提供し、運動の楽しさを知ってもらう場の充実を図ります。
内容	○総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員による高齢者を対象とした各種講座等の実施及び支援

２９	障がい者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの推進
担当課	スポーツ推進課
目的	障がい者が気軽にスポーツに親しむ場を提供するとともに、広く市民に向けて障がい者スポーツの普及に取り組みます。
内容	○障がい者がスポーツに親しむ場の提供 ○障がい者スポーツを支援する人材の育成

３０	市の特性を生かしたスポーツ推進
担当課	スポーツ推進課
目的	市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽に継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。
内容	○地域の自然環境を生かしたウォーキング等の実施

（２）健康に関する学習の推進

３１	健康づくりの推進
担当課	健康課
目的	市民・地域・行政が一体となって、健康に対する意識の向上や正しい知識の普及を図り、市民の健康の保持増進を図ります。
内容	○健康教育の実施 ○健康づくりに関する各種事業の実施 ○地域の健康に関する活動を行うグループの支援

３２	高齢者の健康維持に関する学習機会の充実
担当課	高齢者支援課
目的	高齢者の健康づくり教室等を開催し、健康維持に関する学習機会の充実を図ります。
内容	○健康維持に関する学習機会の充実

４　あきる野市の自然・文化・地域性を生かした学習の充実

郷土について学ぶことは、学習者の好奇心を満たすだけでなく、地域に愛着を持つことにつながります。地域とのつながりが希薄化している現代においては、地域に愛着を持ってもらい、地域コミュニティを育むことが重要です。

「あきる野愛」を育むため、市が誇る自然・文化・地域性を保存・継承し、普及啓発に努めるほか、市民が学習できるよう情報提供等の支援をしていきます。また、美術や音楽等の芸術文化についても振興に努めます。

（１）地域の文化等の保護及び地域資源を活用した学習の充実

３３	文化財の調査・指定・保存事業の充実＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市内の文化財を調査し、適切に指定・保存することであきる野市の文化を後世に伝え、郷土学習に活用します。
内容	○文化財調査の実施 ○文化財指定の実施 ○文化財保存の実施

３４	文化財の普及啓発事業の充実＜重点＞
担当課	図書館・生涯学習推進課
目的	あきる野市の文化財に対する理解を深めるため、郷土史関係図書の発行やホームページへの情報の掲載、文化財説明板の維持・管理を図ります。また、五日市憲法草案などの指定文化財の公開・展示や直接文化財に触れることができる「さわれる土曜日」の実施、歴史・民俗等をテーマにした講座・体験教室等を開催することで、市民があきる野市の歴史・文化に親しむ郷土学習の場の充実を図ります。
内容	○郷土史関係図書の作成・配布 ○文化財説明板の維持・管理 ○文化財の公開・活用の推進 ○「さわれる土曜日」の実施 ○歴史・文化等をテーマにした講座・体験教室等の開催

３５	学習ボランティアによる文化財の活用と普及活動の推進
担当課	生涯学習推進課
目的	学習ボランティア（市民解説員）による市内文化財施設等での解説活動を通して、市民の郷土学習の機会の充実を図ります。
内容	○市民解説員による展示解説の実施

３６	地域の伝統文化を保存・継承する活動への支援
担当課	生涯学習推進課
目的	あきる野市に伝わる伝統文化について、保存・継承する活動を支援します。
内容	○伝統文化保存活動の支援

３７	地域・行政資料の収集と情報提供の充実
担当課	図書館
目的	地域資料・行政資料を積極的に収集するとともに、迅速に提供できるよう整備します。 通常では閲覧することのできない地域資料を電子データ化し、インターネットを通じて学習者に情報提供することで活用を促進します。
内容	○地域・行政資料の収集 ○秋川流域の新聞記事の収集・見出しの公開 ○デジタルアーカイブコンテンツの追加

３８	地域の施設・人材を生かした学習の場づくりの推進
担当課	指導室・生涯学習推進課
目的	学校や企業の社会貢献活動と連携した学習や、施設、技術等の相互活用等を生かした学習の場づくりを支援します。
内容	○地域の施設・人材を活用した学習機会の活用

３９	自然環境教育の推進
担当課	環境政策課
目的	あきる野市の自然の特性を生かした自然環境教育を推進します。
内容	○里山体験や自然観察、森づくり等の活動を通した自然環境教育の推進 ○森林レンジャーあきる野※16による森の子コレンジャー※17活動 ○小宮ふるさと自然体験学校における自然体験学習

※16森林レンジャーあきる野…あきる野市が取り組む郷土の恵みの森づくりをより具体的に進めるための専門集団。市内の動植物の調査、地域資源の掘り起こしや広報活動のほか、地域と協働して、尾根道や昔道の補修、景観の整備等を行っている。

※17森の子コレンジャー…あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材を育てるため、森林レンジャーあきる野とともに学び、森づくりを行う子どもたちのこと。

（２）芸術文化活動の振興

４０	若手芸術家の育成と市民との芸術交流の促進
担当課	生涯学習推進課
目的	若手芸術家の育成や市民との芸術交流の促進のため、アーティスト・イン・レジデンス※18事業、秋川キララホールにおける音楽振興事業の充実を図ります。
内容	○育成・交流事業の継続実施 ○芸術振興事業の充実

４１	アートスタジオ五日市を活用した事業の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	アートスタジオ五日市を拠点として、外国人アーティストと日本人アーティストの交流を図ることにより、版画芸術家のネットワークづくりを推進します。 また、市民が版画制作の場として活用できるよう版画教室等地域利用の促進を図ります。
内容	○招へいアーティストによるネットワーク形成の支援 ○版画教室の開催

４２	秋川キララホール事業の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	指定管理者と連携して、市民が気軽に音楽等に触れる機会を提供し、音楽によるまちづくりを図ります。
内容	○主催事業の充実 ○共同事業の実施

４３	芸術文化振興及び学習機会の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	市民の公民館活動の支援を積極的に行うとともに、音楽、演劇、舞踊など、芸術鑑賞の機会の提供を図り、市民の芸術文化に対する関心を高め、活動支援の充実に努めます。
内容	○市民団体の芸術文化活動の支援

※18アーティスト・イン・レジデンス…アーティストを招へいし、一定期間その場所に滞在してもらい、作品制作等を行ってもらうこと。アーティストの育成だけでなく、地域とアーティストの交流を通して地域の芸術振興も目的とする。本市においては平成５年度からアートスタジオ五日市（戸倉）において事業を実施している。

４４	市内在住芸術家の発表機会の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	市内在住の芸術家に作品発表の機会を提供することにより、市民の芸術鑑賞機会の増幅と芸術文化の向上を図ります。
内容	○絵画展・写真展等の公募作品展の実施

5　図書館資料の円滑な提供

学習に必要となる資料の収集・保管・情報提供については、図書館の役割が非常に重要です。特に、地域の公立図書館には、その地域の郷土資料等を収集・提供する責務があり、あきる野市の地域文化の創造に関わる場となっています。

生涯学習活動に当たって、市民が必要な資料を適切に得ることができるよう、図書館における資料提供機能の向上に努めます。

４５	図書館資料提供事業の推進＜重点＞
担当課	図書館
目的	市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、市民の求めに応じて、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の図書館資料及び情報を提供します。市内に所蔵のない図書資料については、都立図書館や都内市区町村立図書館との相互貸借により提供するほか、国会図書館や他県、さらに大学図書館などの相互貸借の調査を行い、提供に努めます。 また、オンラインデータベースをはじめインターネット上にある様々な情報が得られるよう取り組みます。
内容	○資料・情報提供の充実 ○相互貸借事業の実施 ○国会図書館等資料調査事業の実施 ○インターネットを活用した情報提供体制の推進

４６	図書館の広域的連携の推進
担当課	図書館
目的	市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館や大学図書館等との広域的連携を推進します。
内容	○近隣の市町村図書館や大学図書館などとの広域的連携の実施

６　誰もが生涯学習に参加できる場づくり

「人生１００年時代」を見据え、行政は、年齢や障害の有無、家族構成等に関わらず、誰もが生涯学習に参加でき、生涯学び続けることができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。様々な立場の市民が、講座等に参加しやすくなるよう努めるほか、それを支援するボランティアの育成に努めていきます。

特に、現代は年齢を重ねても健康で精力的に活動される高齢の方が多いことから、年齢を超えた「超齢学習」※19の観点を踏まえて施策を推進します。

再掲	子育て中の市民が参加しやすい環境づくり
担当課	生涯学習推進課
目的	子育て中の市民が講座等に参加できるよう、託児付き講座等を充実させるほか、公民館内保育室について検討します。
内容	○託児付き講座の実施 ○保育者確保のための登録制度の充実 ○公民館保育室の利用相談・利用調整の実施

再掲	ICT 講習会の実施＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	スマートフォンやパソコン、タブレット端末の使い方講習会を実施し、より多くの市民が ICT を活用した生涯学習に参画できる環境づくりを行います。
内容	○ICT に関する講習会の実施

再掲	在宅学習に必要な学習情報の提供＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市ホームページやデジタルアーカイブなどの ICT を活用し、在宅学習に必要な学習情報を提供します。
内容	○市ホームページ及びデジタルアーカイブを活用した学習情報の提供 ○講座等の動画サイトへの掲載

※19超齢学習…市による造語で、年齢にとらわれず、高齢者が希望に応じた内容・方法で行う学習のこと。

再掲	高齢者の健康維持に関する学習機会の充実
担当課	高齢者支援課
目的	高齢者の健康づくり教室等を開催し、健康維持に関する学習機会の充実を図ります。
内容	○健康維持に関する学習機会の充実

４７	高齢者の学習機会の充実＜重点＞
担当課	高齢者支援課・生涯学習推進課
目的	寿大学等高齢者向け講座の充実を図るほか、高齢者が集える場所を設け、高齢者の学習機会の充実を図るとともに、介護予防リーダー※20の活動及び認知症カフェ※21の運営を支援します。
内容	○高齢者向け講座内容の充実 ○高齢者在宅サービスセンター等の高齢者が集い学習活動を行える場づくり

再掲	高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの推進
担当課	スポーツ推進課
目的	総合型地域スポーツクラブへの支援等を通じ、高齢者に運動の機会を提供し、運動の楽しさを知ってもらう場の充実を図ります。
内容	○総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員による高齢者を対象とした各種講座等の実施及び支援

※20介護予防リーダー…高齢者が自分らしく、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、健康体操などを行う集いの場を週１回程度提供するボランティア。

※21認知症カフェ…認知症の人及びその家族が、住み慣れた地域で暮らしていくため、交流・情報交換を行うとともに、認知症についての地域の理解を深めることを目的に行う集いのこと。

４８	障がい者の学習機会の充実＜重点＞
担当課	福祉総務課（社会福祉協議会）・障がい者支援課・図書館・生涯学習推進課
目的	障がい者に向けた講座等の充実や、手話通訳の派遣・移動支援により、障がい者の生涯学習への参加を推進するほか、点字版や音訳版の学習情報を作成し、学習に関する情報提供に努めます。また、社会福祉協議会が実施する手話通訳、点字通訳、音訳等のボランティア育成の充実を支援し、障がい者の学習活動のサポート体制を強化します。
内容	○障がい者向け講座の充実 ○手話通訳の派遣・移動支援 ○点字・音訳による情報提供 ○音訳等のボランティア養成事業の実施

再掲	障がい者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの推進
担当課	スポーツ推進課
目的	障がい者が気軽にスポーツに親しむ場を提供するとともに、広く市民に向けて障がい者スポーツの普及に取り組みます。
内容	○障がい者がスポーツに親しむ場の提供 ○障がい者スポーツを支援する人材の育成

４９	誰もが使いやすい図書館づくり
担当課	図書館
目的	視覚障害などで通常の方法では読書が困難な方や、図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の製作、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。
内容	○対面朗読の実施 ○視覚障がい者向け資料の製作、郵送 ○機材貸出等のサービスを実施 ○新聞書評・地域資料のＤＡＩＳＹ[※22]化 ○郵送・宅配サービスの実施

[※22]DAISY…Digital Accessible Information System の略。印刷物を読むことが難しい人に向けて、文章を読み上げたものを録音することや録音した資料のこと。

５０	青年学級活動に対する支援の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	心身にハンディキャップを持つ青年の仲間づくりと社会参加を目的に活動する青年学級活動団体に対する助成と支援ボランティアの育成を図ります。
内容	○活動経費の補助、ボランティアの育成支援

7　生涯学習理解・啓発事業の充実

生涯学習社会の実現のためには、学習環境を整備するだけではなく、生涯学習に興味を持っていただき、生涯を通じて学ぶ・学び続けることの重要性を理解し、学習に参加していただかなくてはいけません。市民の皆さんに生涯学習への関心を深め、生涯学習の推進に参加していただけるよう理解・啓発事業を実施します。

５１	生涯学習シンポジウムの開催＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	生涯学習コーディネーターの会と協働し、生涯学習を推進するため、講演会や意見交換等を内容としたシンポジウムを開催します。
内容	○生涯学習シンポジウムの開催

５２	公民館情報誌の発行及び配布
担当課	生涯学習推進課
目的	公民館情報誌「月刊のらぼう」の発行・配布を通して、公民館の紹介や公民館で行われる講座等を市民に周知し、生涯学習への参画を勧奨します。
内容	○「月刊のらぼう」の発行及び配布

Ⅱ　学びをひろげる　～生涯学習推進体制の整備～

１　生涯学習を推進する体制の整備

生涯を通じた生涯学習の推進には、生涯学習担当課のみならず、教育委員会や市長部局の枠組みを超えた連携が必要です。行政全体で生涯学習を推進する体制を構築するため、生涯学習推進本部を運営します。

また、市民に主体的に生涯学習に参加していただくため、市民会議を開催するほか、市民組織と連携を図り、市民と協働で生涯学習を推進します。

５３	生涯学習推進本部の運営
担当課	生涯学習推進課
目的	生涯学習関係施策の総合調整等に関し協議を行い、生涯学習に関する施策の総合的推進を図ります。
内容	○生涯学習推進本部の開催

５４	生涯学習推進市民会議の運営＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	生涯学習推進市民会議を随時開催し、生涯学習施策の進捗状況について意見を求めるなど、市民とともに生涯学習の推進を図ります。
内容	○市民会議の開催

５５	学習拠点運営体制の整備の推進
担当課	社会教育施設所管課（スポーツ推進課、図書館、生涯学習推進課）
目的	生涯学習を推進するため、中央公民館を市民の学習拠点として位置づけ、中央公民館を学習拠点とする各施設のネットワーク化を推進し、活動の充実と地域の特色を生かした、利用しやすい運営体制を整備します。
内容	○学習拠点としての中央公民館の整備 ○ネットワーク化の推進

５６	学習相談の実施
担当課	生涯学習推進課
目的	市民の多様な学習ニーズに対応するため、公民館窓口における学習相談を実施します。また、市民自らが積極的・自主的に多彩な生涯学習を実践できるよう、組織づくりに関する相談支援を行います。
内容	○学習情報の収集及び提供 ○学習相談の実施 ○組織づくりに関する相談支援

Ⅲ　学びを伝える　～生涯学習情報の提供～

１　生涯学習に関する情報提供の充実

生涯学習を推進するためには、まず市民に参加してもらわなければいけません。市民が自らの希望に応じた講座等を探し、参加できるよう、様々な媒体を用いて広報活動を行います。また、生涯学習の実施の際に必要になる情報を円滑に提供していきます。

再掲	公民館情報誌の発行及び配布
担当課	生涯学習推進課
目的	公民館情報誌「月刊のらぼう」の発行・配布を通して、公民館の紹介や公民館で行われる講座等を市民に周知し、生涯学習への参画を勧奨します。
内容	○「月刊のらぼう」の発行及び配布

５７	講座等に関する情報提供＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市ホームページや広報あきる野等を用いて、学習情報を市民に提供します。
内容	○市ホームページへの掲載 ○広報あきる野への掲載

再掲	図書館資料提供事業の推進
担当課	図書館
目的	市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、市民の求めに応じて、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の図書館資料及び情報を提供します。市内に所蔵のない図書資料については、都立図書館や都内市区町村立図書館との相互貸借により提供するほか、国会図書館や他県、さらに大学図書館などの相互貸借の調査を行い、提供に努めます。 また、オンラインデータベースをはじめインターネット上にある様々な情報が得られるよう取り組みます。
内容	○資料・情報提供の充実 ○相互貸借事業の実施 ○国会図書館等資料調査事業の実施 ○インターネットを活用した情報提供体制の推進

５８	図書館レファレンス事業の充実
担当課	図書館
目的	市民が学習、研究、調査等のために必要な資料及び情報を効率的に得られるよう支援するレファレンスサービスを充実するとともに、職員の技術向上を図ります。
内容	○レファレンスサービスの周知 ○レファレンス（参考図書等）の充実 ○調べものを援助する情報や資料の提供 ○レファレンス研修への職員派遣

Ⅳ　学びの環境をつくる　～生涯学習関連施設の整備と充実～

１　市民の利用しやすい施設運営

資料の収集、活動の実施、文化の創造など、生涯学習関連施設は、学習の場でもあり、学習成果の発表や仲間集めの場でもあります。

そのような施設が多くの市民に利用され、親しまれるよう、適切な管理に努めるとともに施設・設備の充実を図ります。

５９	図書館施設・設備・サービスの充実
担当課	図書館
目的	施設の適切な維持管理を行うほか、市民が利用しやすい図書館を目指し、IT技術を活用したサービスなど、利便性を高める設備の導入を検討します。また、いつでも、どこでも、だれもが求める情報を手に入れられるよう、図書館から遠い地域にお住まいの市民へのサービス提供について検討します。
内容	○施設・設備の適正な維持管理 ○IT 技術を活用した情報提供と情報発信の充実 ○予約資料提供拠点・方法の検討 ○返却ポスト設置場所の再検討

６０	中央公民館の適切な維持管理
担当課	生涯学習推進課
目的	指定管理者による中央公民館の施設、設備の適正な維持管理を進めるとともに、生涯学習の拠点として中央公民館を適切に管理します。
内容	○施設の適切な管理

６１	スポーツ施設の適切な維持管理
担当課	スポーツ推進課
目的	スポーツ施設の改良・改修・整備を進め、市民の生涯スポーツの拠点となるスポーツ施設を適切に管理します。
内容	○施設の適切な管理

６２	五日市郷土館・二宮考古館の適切な維持管理
担当課	生涯学習推進課
目的	収蔵資料を含め、施設・設備の老朽化等に応じて適切に管理します。
内容	○施設の適切な管理

６３	あきる野ルピアの適切な維持管理
担当課	生涯学習推進課
目的	指定管理者による施設･設備の適正な運用の指導を進めるとともに、あきる野ルピアを適切に管理します。
内容	○施設の適正な運用の指導 ○施設の適切な管理

６４	秋川キララホールの適切な維持管理
担当課	生涯学習推進課
目的	指定管理者による施設･設備の適正な運用の指導を進めるとともに、秋川キララホールを適切に管理します。
内容	○施設の適正な運用の指導 ○施設の適切な管理

６５	公共施設予約・案内システムの運用
担当課	スポーツ推進課
目的	公共施設予約・案内システムの運用により、施設の利用促進を図ります。
内容	○施設利用案内システムの継続運用

Ⅴ　学びをつなぐ　～人材育成の充実～

１　指導者の育成及び支援事業の充実

市民の自主的・主体的な生涯学習を推進するためには、自ら地域課題を考え、講座等を企画・立案するなど、指導的立場に立つことのできる市民が必要です。

そのような市民の育成に努めるほか、支援事業を充実させ、活動を促進します。

６６	生涯学習に係る指導者養成講座・研修会の開催＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市民と市民をつなぐコーディネーターの養成講座のほか、生涯学習の主体となって活動する生涯学習指導者研修会を開催します。
内容	○生涯学習コーディネーター養成講座の開催 ○生涯学習指導者研修会の開催

６７	スポーツ指導者の育成・支援＜重点＞
担当課	スポーツ推進課
目的	スポーツ推進委員をはじめ、スポーツ協会加盟の各連盟指導者を育成・支援し、市民のスポーツ活動の活性化を図ります。
内容	○指導者の育成・支援

６８	次代を担う青少年の育成事業の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	青少年健全育成活動や国際化を推進する青年団体への支援等を通して、次代を担う青少年の育成事業の充実を図ります。
内容	○青少年健全育成団体への活動支援 ○国際化を推進する青年団体への支援

２　市職員研修の充実

職員には、生涯学習の振興に努め、市民が主体となって生涯学習を行えるよう支援する役割が求めれています。日々の業務を円滑かつ正確に遂行できるよう、派遣研修や OJT 研修を通じて、能力を向上させます。

６９	あきる野市人材育成基本方針に基づく人材育成の推進
担当課	図書館・生涯学習推進課
目的	あきる野市人材育成基本方針に基づき、市民と協働のまちづくりを推進し、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限引き出します。
内容	○人材育成事業の実施

Ⅵ　学びを創る　～社会参加活動の充実～

１　市民が社会参加活動を行う機会の充実

生涯学習は、個人の学習の営みを基本としながら、その学習成果をグループや地域社会に広げることで、社会全体の向上につなげることが重要です。

そのような「知の循環型社会」の実現を目指して、学習者が生涯学習活動によって学んだ内容を地域の活動等に還元する活動を支援します。また、市民同士の積極的な相互協力や市民文化の向上につながるよう、市民の自主的な活動や社会参加活動を支援します。

７０	社会教育関係団体等の活動支援の充実＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市民の生涯学習活動を支援するため、社会教育関係団体が行う事業について、後援等を行います。
内容	○社会教育関係団体への助成及び活動支援

７１	図書館ボランティアの育成及び活動の支援
担当課	図書館
目的	各種図書館ボランティアの育成に努めるとともに、活動の場を提供するほか、活動しやすい環境づくりに努めます。また、図書館司書実習希望者を受け入れ、将来の図書館に携わる人材を育成します。
内容	○図書館ボランティアの育成 ○活動の機会と場の提供及び活動支援 ○図書館司書実習の受入れ

７２	学習ボランティアの養成及び活動の支援
担当課	生涯学習推進課
目的	学習成果等を生かした社会貢献活動に関心のある市民が参加できるよう、市民解説員、ＩＴボランティア※23等生涯学習ボランティア養成事業を充実させます。
内容	○学習ボランティアの育成 ○活動の機会と場の提供 ○活動の支援

※23IT ボランティア…本市において、パソコンの使い方の講座等を実施するボランティアのこと。

７３	人材バンク事業の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	学校支援地域本部事業による学校支援ボランティアの把握を進めるとともに、青少年の体験活動等における情報提供、支援者の紹介等を充実するため、登録者の募集、支援活動の場の確保等、地域貢献につながる事業の充実を図ります。
内容	○人材バンク事業の周知 ○人材バンク登録者の充実 ○学校支援ボランティアの把握

７４	市民解説員事業の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	あきる野の歴史・文化に関する学習成果を生かした市民解説員の地域活動の場を確保し、学習成果をまちづくりに生かす活動の充実を図ります。
内容	○市民カレッジの充実 ○市民解説員の活動の場の拡大

７５	市民団体等との協働による事業の実施＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市民の生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体、生涯学習コーディネーターの会などの市民団体等との協働により、事業を実施します。
内容	○社会教育関係団体等との協働による事業の実施 ○市民団体が主体で行う活動に対する共催、後援の実施 ○女と男のライフフォーラム実行委員会との協働によるフォーラムの実施

７６	市民講座の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	市民解説員・人材バンク登録者をはじめ、市民が主体となって行う生涯学習事業の仕組みづくりについて検討するとともに、市民が企画したり、講師となって講座等を開催する「市民講座」を充実させます。
内容	○市民企画講座、生涯学習コーディネーター企画・運営講座の充実

２　市民学習グループの支援、交流、成果発表の場の充実

グループでの生涯学習は、知識の研鑽や学習意欲の向上に非常に効果的です。

市民学習グループを支援し、市民自らが様々な社会課題の課題解決のための学習・事業を実施する機会を提供します。また、学習グループ同士がつながることのできる機会や市民文化祭などの市民学習グループが学習成果を発表できる場を提供することで、「知の循環型社会」づくりを推進します。

７７	利用者懇談会・利用者交流会の開催
担当課	生涯学習推進課・スポーツ推進課
目的	公民館、体育館等利用団体の交流と、利用者及び事業参加者からの提案ができる場として開催します。
内容	○懇談会・交流会の開催

７８	生涯学習団体のネットワークの構築＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市内で活動する様々な学習団体が連携協力し、生涯学習活動を推進するため、情報交換や連絡調整の場を整備するなど、ネットワークを構築します。
内容	○市民文化祭の開催 ○公民館定期利用団体交流会の開催 ○生涯学習シンポジウムの開催

７９	各種学習発表会の充実＜重点＞
担当課	生涯学習推進課
目的	市民の学習成果の発表の機会を充実させます。
内容	○市民文化祭や産業祭等を活用した学習成果を発表する機会の拡充

８０	展示施設の積極的活用の推進
担当課	生涯学習推進課
目的	ルピア展示室、公民館市民ギャラリー、五日市地域交流センター等展示施設を活用し、活動成果の発表を推進します。
内容	○展示施設の活用促進 ○芸術文化活動団体の支援

８１	市民活動推進のための学習機会の充実
担当課	生涯学習推進課
目的	市民活動を推進するため、NPO 等非営利団体の設立・運営等に関する学習の場を充実させます。
内容	○非営利団体の設立・運営等に関する講座等の実施についての研究

数値目標の設定

計画の推進に当たって設定する数値目標は、次のとおりです。

１　市民アンケートにおいて、「あなたは、この１年間に、『生涯学習』をしたことがありますか」という問いに対して、「した」と答える市民の割合を８０％以上にします。

同様の質問に対して、平成２５年度の市民アンケート調査では「した」という方が約７７％を占めました。内閣府の世論調査（平成３０年度）では約５８．４％の方が「学習したことがある」と回答しており、あきる野市の結果はそれよりも良好なものと考えることができます。しかしながら、人生１００年時代を見据え、より多くの方が主体的に生涯学習活動に参加できるような環境づくりを行っていきます。

２　市民アンケートにおいて、「今後、生涯学習をしてみたいと思いますか」という問いに対して、「してみたい」「どちらかといえばしてみたい」と答える市民の割合を８５％以上にします。

平成２５年度の市民アンケート調査では、約８０．３％の方が「してみたい」又は「どちらかといえばしてみたい」と回答しました。より多くの方に生涯学習への意欲を持ってもらうために、市民のニーズを把握し魅力的なテーマを設定するなど、生涯学習に参加するきっかけづくりに努めていきます。

３　市民アンケートにおいて、「学習の成果を生かしていますか、又は生かせると思いますか」という問いに対して、「地域や社会での活動に生かしている」と答える市民の割合を６０％以上にします。

平成２５年度の市民アンケート調査では約９７．６％の市民が「日常の生活に生かしている」「自分自身のためになっている」などと回答しました。しかしながら、その中で「地域や社会での活動に生かしている」と回答した方の割合は約５０％と、「知の循環型社会」形成に必要な場面では活用しきれていないことがわかります。市としては、生涯学習人材バンクの推進など学習の成果を生かせる場面の創出に努めていきます。

資料編

1　社会教育法

2　生涯学習振興法

3　あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱

4　あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿

5　あきる野市生涯学習推進本部設置要綱

6　あきる野市生涯学習推進本部本部員名簿

7　あきる野市生涯学習推進本部幹事会幹事名簿

◆社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）　抜粋

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条　前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一　社会教育に必要な援助を行うこと。

二　社会教育委員の委嘱に関すること。

三　公民館の設置及び管理に関すること。

四　所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
七　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
八　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
九　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十　情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
十一　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十二　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
十三　主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十五　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十六　社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
十七　視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
十八　情報の交換及び調査研究に関すること。
十九　その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2　市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」

という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条　地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

２　前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条　教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二　特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

２　特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三　特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

第九条　図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

２　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七　教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

２　地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（社会教育関係団体の定義）

第十条　この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

２　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条　国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（目的）

第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第二十二条　公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一　定期講座を開設すること。

二　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四　体育、レクリエーシヨン等に関する集会を開催すること。

五　各種の団体、機関等の連絡を図ること。
六　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
（公民館の運営方針）
第二十三条　公民館は、次の行為を行つてはならない。
一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
２　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。
（公民館の基準）
第二十三条の二　文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。
２　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。
（公民館の設置）
第二十四条　市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。
（公民館運営審議会）
第二十九条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
２　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。
第三十条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。
２　前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
第三十一条　法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。
（学校施設の利用）
第四十四条　学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。
２　前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人

の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

（社会教育の講座）

第四十八条　文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

２　文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

３　社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

４　第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

（適用範囲）

第四十九条　学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

（通信教育の定義）

第五十条　この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

２　通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

◆生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）

（平成二年法律第七十一号）　抜粋

（目的）

第一条　この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（施策における配慮等）

第二条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（生涯学習の振興に資するための都道府県の事業）

第三条　都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一　学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二　住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三　地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四　住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五　地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2　都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（市町村の連携協力体制）

第十一条　市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係

団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

◆あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱

（目的及び設置）

第１条　あきる野市における生涯学習社会の振興及び総合的な生涯学習を市民とともに推進するため、あきる野市生涯学習推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　市民会議は、前条の目的を達成するため、市長から生涯学習の推進状況についての報告を受け、市長に生涯学習の推進に関する提言又は助言を行う。

（組織）

第３条　市民会議は、市長が委嘱する委員１２人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

（１）　識見を有する者

（２）　市民の代表

（３）　各種団体の代表者

２　前項第２号の委員については、公募により選考することができる。

（任期）

第４条　委員の任期は３年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（役員）

第５条　市民会議に、次に掲げる役員を置く。

（１）　委員長　１人

（２）　副委員長　１人

２　役員は、委員の中から互選する。

（役員の職務）

第６条　委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　市民会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（部会）

第８条　第２条に規定する事項の検討を行うため、市民会議の下に部会を設置することができる。

２　前項の部会に関する事項は、委員長が定める。

（庶務）

第９条　市民会議の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

◆あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿

【任期：令和２年３月１５日～令和５年３月１４日】

構　成	氏　名	所　属　等
識見を有する者	◎阿部　良則	元社会教育委員の会議議長
識見を有する者	安藤　之大	元あきる野市生涯学習コーディネーターの会会長
識見を有する者	遠藤　隆一	社会教育委員の会議議長
市民の代表	羽生田　紘治	
市民の代表	持田　晃子	
各種団体の代表者	大川　誠	学校法人 NHK 学園生涯学習局社会教育センター　センター長
各種団体の代表者	倉田　克治	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会会長
各種団体の代表者	近藤　寛	あきる野商工会会員
各種団体の代表者	田中　雄二	あきる野市小学校長会会長
各種団体の代表者	○中条　久夫	あきる野市生涯学習コーディネーターの会会長
各種団体の代表者	野島　健也	あきる野市文化団体連盟会長
各種団体の代表者	吉田　栄久夫	ＮＰＯ法人あきる野市スポーツ協会会長

※◎は委員長、○は副委員長を指す。
※小学校長校長会会長については、毎年変更となる。

◆あきる野市生涯学習推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第１条　あきる野市における生涯学習社会の振興を目指し、あきる野市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進施策の総合的推進を図るため、あきる野市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

（所掌事項）

第２条　本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

（１）　あきる野市生涯学習推進計画の推進に関すること。

（２）　生涯学習関係施策の総合調整に関すること。

（３）　その他生涯学習関係施策に関し、市長が必要と認めること。

（組織等）

第３条　本部は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）　本部長　副市長

（２）　副本部長　教育長

（３）　本部員　部長級の職員

２　本部長は、本部を代表し、総括する。

３　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長が本部長の職務を代理する。

（会議）

第４条　本部は、必要の都度開催するものとし、本部長が招集する。

２　会議の議長は、本部長をもって充てる。

３　本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

（幹事会）

第５条　第２条に規定する事項の調査及び検討を行うため、本部の下に幹事会を設置する。

２　幹事会は、前項の調査及び検討の結果を本部に報告しなければならない。

（幹事会の組織等）

第６条　幹事会は、市長が任命する職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

２　幹事の数及び人員は、本部長が定める。

３　幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、それぞれ幹事の中から互選する。

４　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

５　幹事長は、必要に応じて幹事会の下に実務担当者会を設置することができる。

６　幹事会及び実務担当者会に関する事項は、幹事長が定める。

（庶務）

第７条　本部、幹事会及び実務担当者会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

◆あきる野市生涯学習推進本部本部員名簿

氏　名	所　属　等
◎尾﨑　喜己	副市長
○丹治　充	教育長
大出　英祐	企画政策部長
大久保　丈治	総務部長
薄　丈廣	市民部長
大久保　学	環境経済部長
鈴木　将裕	商工観光担当部長
川久保　明	健康福祉部長
岡部　健二	子ども家庭部長
有馬　哲司	都市整備部長
松島　満	会計管理者
山際　由晃	議会事務局長
渡邉　浩二	教育部長
草刈　あずさ	指導担当部長
佐藤　幸広	生涯学習担当部長

※◎は委員長、○は副委員長を指す。

◆あきる野市生涯学習推進本部幹事会幹事名簿

氏　名	所　属　等
吉岡　克治	企画政策部企画政策課長
井上　弘明	環境経済部環境政策課長
鈴木　修	健康福祉部福祉総務課長
来住野　千賀子	健康福祉部障がい者支援課長
渡邊　智志	健康福祉部高齢者支援課長
山田　参生	健康福祉部健康課長
樅山　雄三	教育部指導室指導担当課長
沖倉　英基	教育部生涯学習推進課長
◎長谷川　美樹	教育部スポーツ推進課長
○細谷　英広	教育部図書館長

※◎は幹事長、○は副幹事長を指す。

あきる野市生涯学習推進計画
あきる野学びプラン４

令和４年　月

発　行　あきる野市
編　集　あきる野市教育委員会教育部
　　生涯学習推進課
　　東京都あきる野市二宮３５０
電　話　０４２－５５８－１１１１